

元茂が最初に相続した知行は、小城で一万三百六十石二斗であったが、元和七年（一六二二）になると、更に小城郡山内（今の富士町と八反原）・佐賀郡佐保川島郷（川上地区の内川上宿を除いたもの）・松浦郡山代郷を加え、又寛永四年（一六二七）には祖母（直茂の妻）陽泰院の化粧田三百石を加え、翌五年の元茂の知行は五万七千四百五十二石となり、寛永十九年（一六四二）にも加増して、知行は五万八千六百二石になって佐賀藩領の内でも最も大きなものになった。

元茂は武勇に優れた人で柳生但島守宗矩に入門して免許を受けた程の人であり、佐賀本藩を支える重要な人として本藩の信望も厚かった。

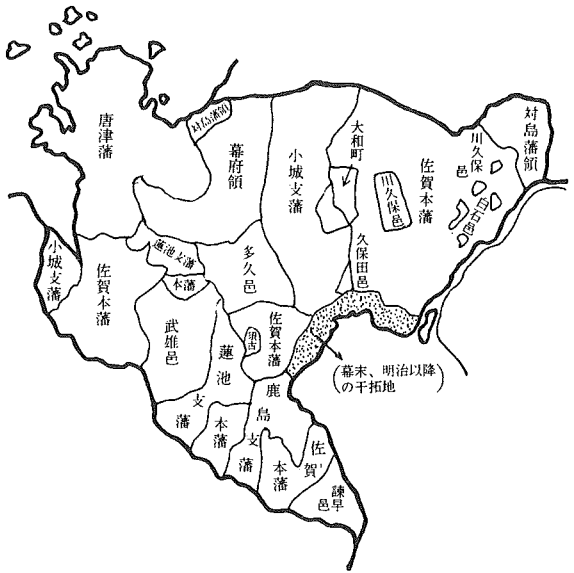
## 二、佐賀藩の政治

藩という言葉が一般に使われるようになったのは明治以降のことであり、それまでは「領」というのが普通であった。これらの領地には各一名の大名がいて一切を支配していたわけで、全国では約二百八十人いたので、よく三百諸侯などと言われている。大名は領内の政治を行うために府という役所を置き、それを藩府と呼んでいた。いわば大名は今の都道府県知事に似ているが、性格や内容などでは大きな違いがあった。次に藩政の主な特色をあげてみると、

- ① 自分一人の考えで自由に政治を行うことができた。
- ② 藩によって風俗習慣等の生活様式も違い、お互いに秘密の保持を重大な事として対立していた。

こうした特色は佐賀藩にも言えることであり、その中でも著しいものは鎖国であって、他領の者との縁組を禁止し、奉公や賃取りに他領に出る事や、素性の知れない者に宿を貸すことも禁じていた。佐賀藩の藩府は今の県庁のある城内にあって、濠をめぐらし豪壮であった。

### 1 領地の分布と知行高



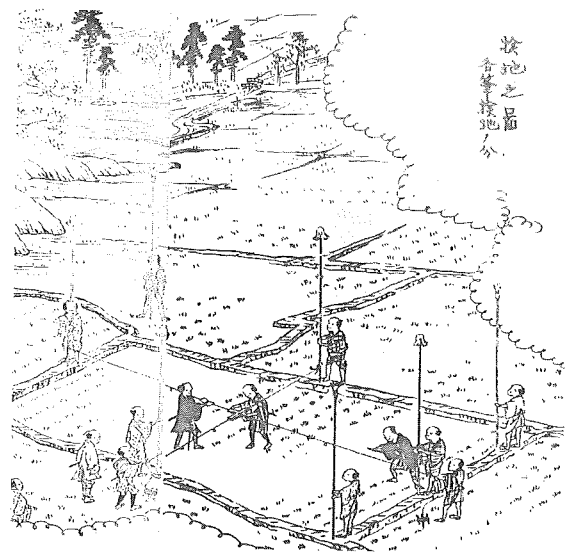
藩名	種類	藩祖	末代	知行高	備考
佐賀本藩	外様大名	鍋島直茂	鍋島直大	357,036石	
小城支藩	支藩三家	元茂	直虎	73,252	佐賀本藩の内高
蓮池 "		直澄	直柔	52,625	
鹿島 "		忠茂	直彬	20,000	
久保田邑	親類	村田安良	村田政矩	17,000	
白石 "	"	鍋島直弘	鍋島直高	8,100	
川久保 "	"	神代家良	神代直宝	10,000	
多久 "	親類同格	多久長信	多久茂族	21,000	
武雄 "	"	鍋島茂綱	鍋島茂昌	21,700	
須古 "	"	須古信周	茂真	11,000	
諫早領	"	諫早家晴	諫早家崇	1,102	県内の分
唐津藩	譜代大名	寺沢広高	小笠原長国	60,000	
対島藩領	外様大名	宗義智	宗義達	100,000	県内の分 12,900
幕府領	日田代官所管轄			10,000	

（鍋島報公会万部島文庫史料による。）

佐賀藩の成立当時をみると肥前の国には東から対島藩領、佐賀本藩とその支藩、幕府領（天領）、唐津藩等があり、区分・知行高は一部の変更はあったが大體幕末まで続いた。（上記）

## 2 検地と石高

村から年貢を取るためには土地の面積と地味を調べねばならない。これを検地と言い土地の面積を調べた初めは大化の改新である。その時は方一町を基礎区画とし、方六町をもって里とする条里制を設けて田畑の面積を測った。これは班田事務のための耕地整理に過ぎなかった。その後秀吉の時代の検地は大関検地と言われ、天正十六年（一五四七）や慶長十六年（一六一一）に行われ、これが特に有名なものは全国的にはつきりした一定の基準で実施され、年貢取立てを主目的としたものであり、後世に大きな基礎を与えたからである。



検地の図（古文書解説辞典より）

- (1) 村単位に検地帳を作成した。
- (2) 田畑の地味を等級に分け、上、中、下、下下の四通りにした。
- (3) 土地の広さを表わす面積の単位を町、反、畝、歩制に統一した。六尺三寸を一間とし、一間平方

を一步（一坪）、三十歩を一畝、三百歩を一反とし、十反を一町とした。しかし所によっては、一步は筵二枚敷とか、一步は六尺四方とかの記録もあり、それは年貢との関係もあつたらしく、測量上の加減（繩延びという）もあつて同じ一反でも幾らかの差があつた。

- (4) 石盛りをきめた。上田一反の收穫一石五斗（畑一石二斗）、中田一石三斗（畑一石）、下田一石（畑八斗）、下下田九斗（畑五斗）であり、農民一人の所有面積に石盛りを乗じて石高がきまり、村民の合計が村高となるわけである。すなわち石高というのは米の生産高であつて、全部が藩主の収入になるわけではない。この中の幾割かが物成（年貢）で、残りは農民の分となるので、「二公一民」、「五公五民」、「四公六民」など藩によって又時代によって違つていた。

慶長のころの佐賀郡では七十六パーセントの物成で他郡より高率であつたことは、佐賀城工事の負担の負担が考慮されていたのではないかと言われている。慶長十六年の検地によって佐賀藩の石高は三十五万七千三十六石五斗九升九合と、江戸幕府の公認石高として固定したが、佐賀藩内部での家中の知行高は幕府とは関係なく、佐賀藩の都合次第でどんなにでも変更できた。したがって家中の知行高の合計は佐賀藩の石高より多くなつてゐる。家中の知行高は最初は検地に基づいた石高であつたが、やがて次第に大きめに石高を計算するようになってきた。

その計算法は、慶長検地の石高に対する物成は二公一民（收穫の三分の二は年貢）であつたが、物成の高を基にして知行高を逆算した。例えば知行高百万石は検地の時の年貢率では六十六万石の物成とな

るが、物成高を基礎にして五つ成（五公五民）とすれば知行高は百三十二万石となる。すなわち、  
按察による石高  $\times \frac{2}{3} = 100$  万  $\times \frac{2}{3} = 66$  万 ではなくして  $66$  万  $\div \frac{1}{10}$ （5つ成） = 132 万

実例をあげると、鹿島支藩の物成は八千石であるが、四つ成（四公六民）で計算したので二万石となった。これは鹿島鍋島家を大名とするために、石高を二万石にする必要があつて、そのために物成も四つ成で八千石に引上げる必要があつたらしい。したがつてこの場合は、例外的に名誉上の石高から物成が決められたことになる。

### 3 村の行政区域

正保二年（一六四五）江戸幕府は諸国に命じて郷村台帳を作らせた。その後しばしば改められた郷村帳を基にして当時の行政区域を見ると、現在の大和町は次のようになってゐる。

#### (1) 佐嘉郡上佐嘉上郷（佐賀本藩領）

- ① 川上村（神領）  
宮小路、西山村、星熊村、宮原村、若林村、清水村、上都渡城宿、結戒馬場、川上宿（高札場所）
- ② 総座村——総座宿（高札場所・馬次場所）、都渡城宿
- ③ 春日村——尊光寺村、浦田村
- ④ 久池井村——出羽村、都渡城
- ⑤ 北原村——野口村、礪石村、孤谷村、

⑥ 小川村——今村、礪石村、

⑦ 福島村

#### (2) 佐嘉郡上佐嘉下郷（佐賀本藩領）

- ① 国分村——羽巢輪、鑰山村（益山とも書く）、真島村、城崎村、福田村、
- ② 尼寺村——尼寺宿（高札場所）、鯖岡村、新長谷村、城の内村、三熊村（左雲とも書く）、馬場
- ③ 北村——寺の前
- ④ 駄市川原宿（高札場所・馬次場所）——同下宿、中絶村、中代、
- ⑤ 五領村——馬場、南五領村、

#### (3) 佐嘉郡佐保川島郷（小城藩領）

- ① 平野村——鶴村、川田、石原古賀
- ② 東山田村——久保田、嘉生町、城徳（立石）、同宿、
- ③ 西山田村——中屋敷、小隈、
- ④ 水上村
- ⑤ 大願寺村——北原村、真手村、
- ⑥ 今山村——西野分、平石、横馬場、
- ⑦ 下村——牟田村
- ⑧ 今古賀村
- ⑨ 江熊野村——南古賀、宿、
- ⑩ 上戸田村——北野野口、同宿（中極町ともいう）（高札場所）
- ⑪ 下戸田村
- ⑫ 大久保村
- ⑬ 平田村

- ⑭ 於保村——壹丁古賀、野小路、西小路、神田少路
- ⑮ 佐保村——土生
- ⑯ 池上村——石動丸、平塚
- ⑰ 檜田村——上、下
- ⑱ 久留間村——ひえ町、六道古賀
- ⑲ 吉富村
- (4) 佐嘉郡山内郷（佐賀本藩領）
  - ① 梅野山——都渡城原、広坂村、下田村、有ノ木、井手ノ平、原、柚ノ木川、中村、野鎌、大戸、
  - ② 名尾山——大籠、楮原、中ノ門、棧敷、峠、
  - ③ 東松瀬山——大谷村、柏木村、屋形所村、休御、田中、四十坊、萩ノ平、泥畠、三度蒔、
  - ④ 西松瀬山——井手村、大野原村、古道、仏坂、宇土、鹿倉、館、
  - ⑤ 柚ノ木山
  - ⑥ 三反田宿（高札場所・馬次場所）
- (5) 小城郡山内郷（小城藩領）
  - ① 八反原村——北原、南原、

#### 4 代官所と村の行政

藩主の命によって地方の政治をしたのは郡代や代官であり、郡代は原則的には郡ごとに置かれ、代官は郡代の下役ではなく、藩主の代役として置かれたもので、年貢の収納を始めとして庄屋の選任、村の司法行政を司どり、郡と村との中間に郷があり、郷には大庄屋を置き、大庄屋は郡代、代官の両方に属し

ていた。大庄屋は各村の庄屋を支配し、領主から帯刀格式を授けられ、一郷を担当し士分からなっていたものである。判明している我が大和町関係の大庄屋を挙げると次のとおりである。

宝暦十年（一七六〇）

佐嘉山内郷大庄屋Ⅱ佐山六郎左衛門（大字松瀬字仲）、上佐嘉上郷大庄屋Ⅱ野

口九郎次、上佐嘉下郷大庄屋Ⅱ原 貞十、佐保川島郷大庄屋Ⅱ中原忠藏（大字

東山田字平野）、小城山内郷大庄屋Ⅱ山口久右衛門

天明五年（一七八五）

佐嘉郡山内郷大庄屋Ⅱ佐山與七（大字松瀬字仲）

佐嘉郡佐保川島郷大庄屋Ⅱ中原吉左衛門（大字東山田字平野）

こうした地方政治も郡代と代官の役目の重複、ひいては大庄屋が郷の政治をするのに郡代、代官の両方の命を受ける事等複雑なものであったため、八代藩主治茂（泰国院）は政治を末端に徹底させるため大庄屋を廃止して、数郷に一つの在住代官所を置き、ある年限その任地に居住させ、民生の安定と郷村の農業振興を計り、藩財政の充実を期した。すなわち代官所は郷内行政を一手に委任されていたわけである。その下に郷普請、検者、郷方の役があり、郷普請は田地の灌漑とか道路・橋等の工事を受持ち、検者は毎年農区を視察して租税の課率を定め、郷方は人夫を監督した。代官屋敷はまわりに柵をめぐらし棒さしを立て、農事を怠る百姓に手鎖を打ち監禁



跡所官代原市川市

する「溜居籠」(留置所)も設けられていた。寛政十二年(一八〇〇)に設置された代官所は上佐嘉、与賀、三根、養父、白石、有田、横辺田の七か所であり、上佐嘉代官所はわが大和町駄市川原に設置され上佐嘉上・下郷、新庄郷、鍋島郷、両山内郷を担当し、村岡喜左衛門が代官となった。寛政年間には災害が多く、農業労働力の不足が農業生産を低下させ、耕作に必要な牛馬も不足したので、今までのように耕作用牛馬を馬口勞(博勞)に売買させては百姓のためにならないというので、馬口勞対策として駄市川原では一年に六か月、一か月二十六日の牛馬の売買を許した。なお、江戸初期で直茂のころ、三反田に山代官が置かれ、鍋島茂利が初代代官となり、二代宗英まで続いている。(深江信溪の項参照)

○ 村方三役

この時代の村の大きさはいろいろであったが、現在の大字が大体この時代の一村であり、一つのまとまった自治体で村方三役を置いて治めていた。村方三役というのは庄屋(名主)、組頭、百姓代であり、庄屋は大庄屋(後に代官)の命令を受けて村を支配し、その最も大きい仕事は年貢の配分、納入であった。組頭は小字に一人いてこれを助け、年寄とか長百姓とも言い、五人組の長でもあった。百姓代は村政について監督する役であり、この村方三役は地主から出ていた。

○ 五人組

五人組とは江戸時代における末端の行政単位で五戸をもって(必ずしも五戸とは限らない)構成し、五人組長の作成が定められた。これは十人組であったのが改編されたものである。

五人組の任務は次のとおりである。

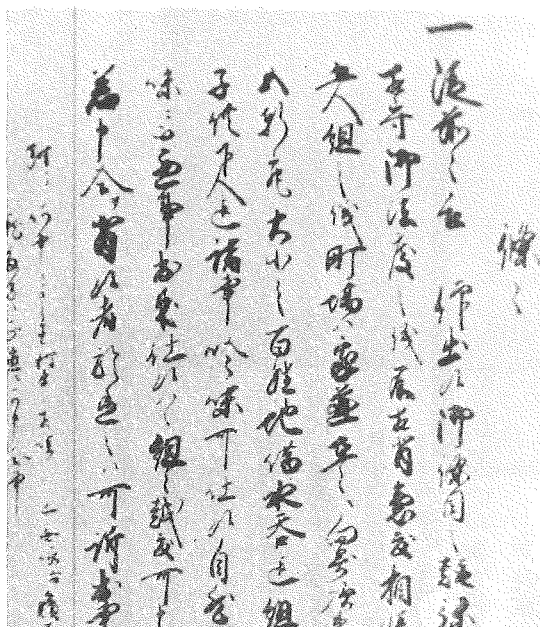
① 幕府の法令違反者や犯罪者を出さないようにお互いに監視しあうこと。

「御法度相背き候儀は申うすに及ばず、悪事仕り候者これ有り候はば、其組より早速申上ぐべく候」とあるように、もし五人組が知らないうちに罪人として捕まったりすると、五人組の怠慢として処罰

されるものであるからのんきにしてはいられた。しかも賞金付きで密告を奨励したのである。

② 年貢完納制度である。

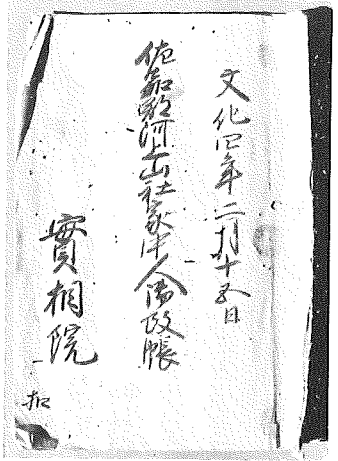
「……一人身の百姓、わずらいに紛れなく(確かに病気であつて)、耕作罷りな候はざる時は、五人組は申すに及ばず、一村の者ども寄合ひ田畑仕り付け、収納仕り候様に相互に助合ひ申すべき事」とあるのをみても、年貢完納ということがいかに厳しかったかがわかる。この五人組は互いに助け合い、互いに監督しあつ



五人組御仕置帳 (古文書解説辞典より)

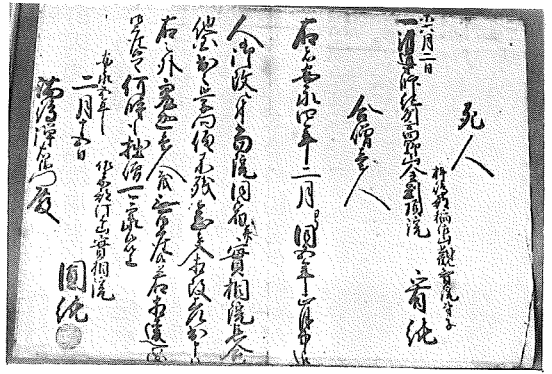
て仲良く暮らす仕組ではあるが、実は自然にできた助け合い組織ではなく、行政的な支配に都合のよいためのものでしかなかったのである。

明和九年（一七七二）、佐賀藩主鍋島治茂は、藩政改革の一環として「竈帳」の作成を命じている。その内容は世帯ごとに田数、畑数、居屋敷数を記し、家族の各員の職業、年令、名前、性別、身分、檀那寺などを五かまどずつまとめて記録したもので、一種の五人組帳のようである。この外に人別帳の作成を命じている。人別帳は「何年何郡何村人別改帳」とあって、職業、年令、名前の順に記している。村では庄屋、別当等立合って調査し郡代へ報告する。郡代はこれらをまとめて請役所へ報告するようになった。



上掲の写真は「佐嘉郡河上山社家中人御改帳」で、河上神社関係の人別帳のようである。社家、社人、大官司等の名前及び家族名を記し、転出・転入、死亡等を付記し、合男女五十二人、内訳真言宗男二十五人女二十七人。「右者文化三年（一八〇六）二月朔日より同四年正月中途人御改に付佐嘉郡河上山社家中男女残らず念を入相改差出申候 右之外生死出入逃走等老人も究迦御座無く候

若相違之儀御座候はば何時も拙僧承るべく候 以上。 文化四年二月十五日 佐嘉郡河上山実相院 尊麟



岡部七之助 殿 千葉三郎右衛門殿 と記している。

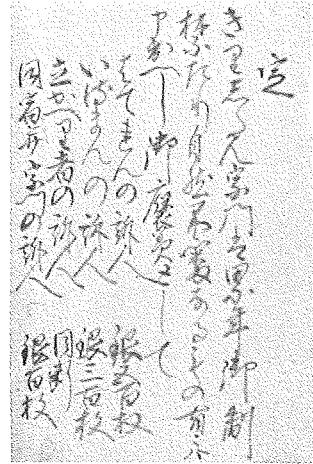
又、上掲のものは実相院関係の人別帳のようで、転入・転出、死亡について、安永四年（一七七六）二月より同五年正月中ごろまでのものを、実相院並びに末寺より報告の分を合わせて、安永五年二月十五日付で、郡代鍋島弾右衛門へ報告している。

租税は正税と雑税と力役との三種類が主なものであった。正税は年貢米であつて物成といい、雑税は副業、特産物、山野河沼等を対象に掛ける税であつて小物成といい、力役はお上の御用のために出て働く事で夫役といった。百姓は物成、小物成、夫役の三つの義務を負わされていた。又これらの代りに金で納める事も許され、物で納めることを物納、金で納める事を金納といった。しかもこれらの租税は百姓の一人一人が納めるのではなく、村が納めるという団体責任を負わせていた。

5 高札と伝馬

○ 高札

藩政時代は、おきて 條目、禁令等を簡明に板や紙に記して市場、要路等の最も人目をひきやすい所に高く掲げて、広く一般の人々に読ませて守らせた。これを高札こうさつと言ひ、高札を掲げた場所を高札場と呼んだ。町内の高札場は川上宿、尻寺宿、総座宿、駄市川原宿、戸田村宿（中極）、三反田宿の六か所であったがその位置は不明である。伝承によると、三反田宿の高札場には高札四枚が立てられて、その基礎石垣の高さは五尺（一、五メートル）、長さは十尺余（三メートル余）であったという。高札の内でも禁止的命令だけを掲げるものを特に「禁制」とも「制札」とも言つた。高札に記された内容は種々あり、時代によつても多少の相違があるが、天和二年（一六八二）の例をあげると次のとおりである。

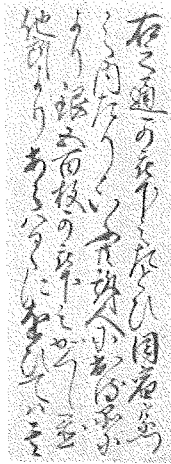


高札

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審なるもの  
有之ば申出べし、御褒美として、はてれん（宣教師）  
の訴人 銀五百枚 いるまん（宣教師の次の者）の  
訴人 銀三百枚 立かへり者（追放された者でひそ  
かに帰つてきた者）の訴人 同断（同右）

※ 下の定で（一）内やふりがなは  
付加したものである。



同宿並宗門（同宿の信者、信教者）の訴人 銀百枚  
右之通可被下之、たとひ同宿宗門之内たりといふ共、  
訴人に出る品により銀五百枚可被下之、かくし置他所よ  
りあらはるるにをひては其所の名主並五人組迄、一類と  
もに可被処げんかにしよせらるべきものなり 厳科者也  
仍而下知如 件  
天和二年五月日

奉行

定

忠孝をはげまし、夫婦、兄弟、諸親類にむつまじく、召仕の者に至る迄憐憫を加ふへし。若不  
忠不孝之者あらは可為重罪事。  
萬事おこり致す可らず、屋作、衣服、飲食等に及ふまで儉約を可相守事。  
悪心を以て或はいつはり或は無理を申掛、或は利欲を構へて人の害をなす可らず、総而家業を  
つとむへき事。

盜賊並惡党もの有之は訴人に出へし、急度御褒美可被下事。

附 博奕堅く制禁事

喧嘩口論令停止之自然有之時其場江猥に不可出向又手負たる者を隠置へからざる事

被行死罪之族有之刻被仰附輩之外不可馳集事人売(欠字) 之並年季に召仕下人

男女共に十ヶ年を限るへし、その定数を過は可為罪科事。

附 譜代之家人又は其前に往來輩他所江相越在付妻子をも令所持其上科なき者

を不可呼返事。

右条々可相守於有違反之輩者可被処嚴科旨所被仰出也 仍下知如件

天和二年五月 (一六八二)

奉行

※ 「附」の要約

喧嘩口論は中止せよ。もしも起こった時は、その場所へみだりに行つてはならぬ。又けがをした者をかくまつてはならぬ。死罪人が死罪の執行をされる時、許された者以外は集つてはならぬ。——欠字——

年季奉公の男女の契約期間は十年を越してはならぬ。違反して雇つた者は罪科に処す。

附、その藩代々の家来又は禁制以前に出国した者、他国へ行つて住居が定まり、そこで妻子もできた者、その上罪のない者と呼び返してはならぬ。

### ○ 伝馬

この時代には旅をする時、その荷物を運ぶために沢山の足や馬が必要であつた。そのため宿場には伝馬といつて、いつも定められた数の人足や馬を用意して置くきまりが設けられていた。この伝馬を利用するのにも順序があり、第一には幕府の用で旅をする役人、第二には参勤交代の大名、第三が一般の旅人であつた。しかも役人や大名は幕府がきめた御定賃金を払つて利用ができたのに、町人や農民はそれよりも高い代金を払わされた。こんなところにも藩政時代の身分による差異があつたし、要求される人馬のまかないに宿駅の苦勞は大変なものであつたといわれている。記録によると、

「殊に元禄年中の頃より公用人往來繁く奢り誇りて道中大きに苦しむ……来往するもの威勢絶大にして諸国の館駅、民間の悩み紙筆に及ぶ所にあらず……」

とある。そこで後に助郷制が設けられ、宿駅に比較的近い郷村を指定して人馬の供用にあてたが、農繁期の如何を問わず要求される負担に、助郷辞退の願書が続出する有様であつた。

その後種々の改革が加えられたが抜本的改革には程遠く、宿駅の不振はいよいよ顕著となり、それだけ助郷村に転嫁される人馬数は増大し、大量の労働力を奪われて苦しむ農民達は、ついに一揆にまで発展する所もあつた。町内における伝馬は三か所で総座宿、駄市川原宿、三反田宿であつた。伝馬の場所を「馬次」といつていた。

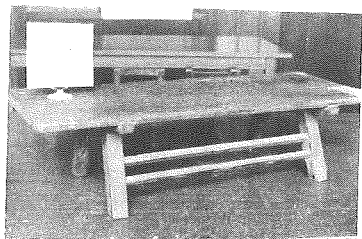
## 6 藩政時代の信仰

徳川幕府はキリシタンを厳しく取締るために、国民の宗教を仏教と神道しんどうに向けようとして、全国のすべての町や村に厳しい宗門改めを行ったので、人々はキリシタンの信者ではないということ寺院から証明してもらわなければならなかった。そこで、誰もが寺の檀徒としてどこかの寺に所属する事が必要であった。寺では村人の家族一人一人の名前を並べ、その家が寺の檀家であるという証明書を領主に差し出した。それを宗旨人別改帳しんべつあつたの（宗門改帳）と言ひ、檀家の名簿となった。この寺が出した証明書を寺請証文しんべつあつたのと呼び、この制度を寺請制度と言っている。この宗旨人別改帳によってこのころの戸籍や人口の移り変わりを知ることが出来る。

しかし、こうした寺請制度はこの時代のすべての人が仏教について深い信仰を持っていたことを意味するわけではなく、仏教が幕府の政策の道具となったわけで、この政策によって寺の生活も安定し、人の仏教信仰は形式的ながら仏教そのものは盛んになったようである。

また、この時代は神道も起こり、太陽神として潜在していた民間信仰と共に、伊勢神宮が庶民の神社として伊勢参りの風習があった。町や村のどこでも氏神をまつり、その祭礼は競って派手になった。寺小屋の発達につれて学問の神様である天神様信仰が村々にも行きわたることになり、農業や商業の神としての稲荷様いなりがどこにもまつられるようになったのもこの時代である。

## 7 徒弟教育と寺小屋教育



寺小屋の机（川上小蔵）

江戸時代に町人と言われた者には職人と商人とがあり、職人は手職を持っている技術者で大工、左官、庭師、鍛冶屋かじ、鋳物師いもの、焼物師等があり、だんだん細かい専門に分かれて行くようになったことは、近世の特色といえることができる。例えば大工でも家大工、宮大工、寺大工、船大工といった具合で、これは近世の生活が高まったことを示している。

町人の生活は商人にしても職人にしても、徒弟制度によって維持されていて、商人になるには小さい時から店に住み込んで丁稚ていぢになり、丁稚は筒袖つとせの短かい上衣うわぎに股引ももひきをはき、前掛まえかけをしめ、使い走り、掃除そうじ、子守り等をさせられ、大きくなれば手代てだい・番頭ばんとうになり、長い番頭務めの中で主人の目がねにかなえば「暖簾のれんを分ける」といって分店を出してもらった。職人になるには、親方を見つけて弟子入りをし、これを小僧こぞうと言ひ、子守り、掃除などから始まり、一定の年期を勤め、これが終わって一人前の職人になるが、一人前の職人になってもなかなか独立はできなかった。こうした町人は家屋敷を持った本町人と他人の家を借りて住む店借たながとに区別されていた。この徒弟制度は今日で言えば一種の実業教育、職業教育とも言えるものであり、先生と弟子の関係であって、この間柄あいだがらは一生続くものであった。

このような職業教育に対して一般教育はどうであったかをみると、身分制度の厳しかった江戸時代で

は、一般の民衆は学問をしたり、教育を受けたりする機会はほとんどなかった。しかし町人の勢力が高くなるにつれ、文化は栄え学問も広く国民の間に行き渡るようになった。先ず町や村の庄屋や組頭等仕事の上で文字を知る必要がある人々は手習い師匠や寺の坊さん、神主等について学んだが、太平の世が続き文化が開けると、一般の人々の中にも読み書きそろばんの必要がわかるようになり、七、八才から十四、五才までの子供達は寺小屋に通い、読み書きそろばんを習うようになって、寺小屋教育は普及してきた。すなわち、読み書きは「いろは」から入って名頭、国尽し、村名、十二支などに進み、更に「商売往来」「五人組帳前書」などを読み書きするようになり、それから更に進むと「実語教」「往来物」に入った。実語教は格言を取り上げた教科書であり、往来物というのとはもと手紙文の事で後には寺小屋教科書のすべてを指すようになった。寺小屋の教育はこうした毎日の生活にすぐ使えることを第一の目的とした教育であった。

江戸から起こった寺小屋教育は幕末には農村に及び、師匠は浪人、神官、僧侶、庄屋等であった。幕府は国を治めていくために、儒教の思想を広く国民の間に徹底させる方針を取ったので、寺小屋でも儒教の教えを基にして少年少女の教育を行った。又儒教の教えを町人にわかりやすく説く心学という学問も始められた。心学は庶民の教化を図るためのもので、家業に追われ暇のない百姓、町人達へ聖人の道のあることを知らせる学問であった。「身分相応に満足を知り、安心を求めよ」とか、「儉約、正直、勤忍などの心を持たなくてはならない」とか、「武士には武士の道、町人には町人の道がある」ということをや

さしく教えたものである。このようにして心学はほとんど全国に広がり、町人ばかりでなく農民にまで及んでいった。

### 8 藩政時代の刑罰

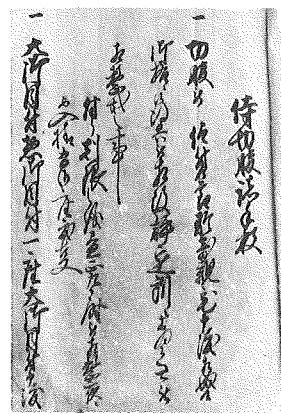
この時代の犯罪に対する罰には次のような種類があった。死罪、遠島、追放、たたき、入墨、手鎖、過料(罰金)等であり、死罪は「鋸引き」「はりつけ」「獄門」「火罪」「斬首」の五通りに区別した。そして斬首には斬罪(士分以上の者)、死罪(庶民に課せられた試し斬りのうえ田畑没収)、下手人(庶民に課せられたもので試し斬りや田畑没収をされない死罪)という区別があったのを始め、それぞれの刑は細かく分れていた。罪の内でも一番重いのは「主殺し」であり、鋸引きのうえはりつけにされた。主人に傷を負わせただけでも死罪になったし、切り掛つても打ち掛つても死罪にされた。このことを見ても主従の関係をいかに重く考えていたかがわかり、封建社会を維持するための方策であったということができる。江戸時代では武士に対する死罪として「切腹」を課するようになったが、これは犯した罪が重く斬罪に当たる場合で、それが武士の自分を恥ずかしくない罪である時に、この切腹という刑で処罰した。切腹は十文字に掻切るか又は一文字(左より右へ)に引き切り、人によっては咽喉を突くこともあった。しかし江戸幕府の中ごろより形式化し、介錯人が首を打ち落すことになった。すなわち切腹は罪の自覚を示させるためにとつたものといふことができる。

町内吉富の副島萬氏所藏の「伺書御目附方」と題する古文書は切腹についてその方法が改正された点

を伺ったもので、次にその全文を掲げておく(返り点、ふり仮名は付加したもの)

侍切腹諸手数

- 一、切腹被「仰付」候節於「寄親宅」申渡相成候 御格候得共被「相改」評定所において可被「相整」哉之事



「伺書御目付方」より

- 一、大目付惣御目付一座大御目付申渡読人馬乗以上之侍勤之。付り仰渡之前日一類江其筋骨御内意被「仰聞置」其支度相整候様之事
- 一、仰渡相済候上行水月代等相整料理に而も可被「下哉」之事

- 一、死場検使惣御目付下目付引連切腹見届候上死躰之儀者一類同組江可被「渡哉」之事。付り檢使同間に而成丈引離れ罷在候事
- 一、死場之儀以前者寺院において被「相整」候得共被「相改」於評定所可被「相整」哉之事。付り評定所坪中江仮小屋相建在来之評席取續同間相成候 通取斗八代表疊屏風障子に而相仕飾白木綿六尺餘方之大婦ろしきを敷置候哉之事
- 一、白木三方持出候者下目付江被「仰付」候事

- 一、太刀取之儀小頭之者江被「仰付」候事
- 一、巻扇子短刀兩条間何連に被「致」可然哉 御評議有「御座」度事
- 一、死場罷出候 節御調子格同様帯剣懷中等一切用捨為「致」候之事
- 一、一類同組之儀番宅江差控居死躰可為「受取」哉之事
- 一、付り葬式之儀者不「相叶」夜中窃に葬可申哉之事
- 一、一類江被「相預置」候大小可被「差返」哉之事
- 一、御判物並家屋敷抱屋敷所持之田畠等一切被「召上」候 段一類迄相達為「受取」惣目付下目付足輕目付引連罷越候哉之事

- 一、太刀取之小頭江刀可被「相渡」哉之事
- 一、評定所御圍内警衛棒突足輕撰人に而五人位被「仰付」候事
- 一、同御圍外警衛右同断 式拾人位右同断
- 一、同御門内外為「取締」下目付四人足輕目付六人罷越候事
- 一、同御圍三方垣結立之事
- 一、檢使其外死場立会之人々日数三日出殿可「致」用捨哉之事

以上

寅十二月

※ 右侍切腹諸手数之解説

この文書は切腹の諸手数について改められた点を伺ったもので、末尾に寅十二月とあるだけで時代も場所も明らかでないが、記録した人が小城藩九代藩主直堯公の祐筆副島萬九郎（大和町吉富、副島萬氏の祖父）であるから、小城藩庁御当役に伺い出たものであることは確かである。

切腹の申し渡しは今までは寄親宅で行われていたのが評定所内に改められ、切腹の場所も寺院で行われていたのを評定所に改められた。寄親というのは大物頭のこと、その組の親に当たり組の者を組子といって家族同然の關係を持っていた。切腹申し渡しの前日一類（姻族あるいは血族、又同じ仲間の人）へ御内意が伝えられ、正式の申し渡しが評定所内であり、当人に行水させ、月代をあたり、最後の料理を取らせる。当日の評定所は警固が厳重で、三方は矢来（竹、木のさく）で囲み、内部に棒突足軽五人、外部に同じく二十人、評定所内の内外を目付四人・足軽目付六人で警固した。

切腹の刻限は昼十二時に始まり夜に入らぬよう注意された。切腹の現場は評定所内の一角に仮小屋を建て、土間に八代表の畳を敷き、その上に六尺四方の白木綿を敷いた。従来は短刀で腹を切る直前に介錯されるので、短刀の代りに紙に巻いた巻扇子を用いてもよかつた。本文では短刀を用意するか、巻扇子を用意するかを伺っている。部屋の方には障子や屏風が立てられている。

検使の役人は大御目付、惣御目付で大御目付より切腹申し渡しの後に、馬乗以上の侍が罪状を読み上げるものであり、介錯人は小頭に仰せ付けられるようお願い出ている。切腹が終了するまでの間番宅に控えていた一類同組の者は死体を受け取って帰るが、表面だった葬式は禁じられ密葬したようである。

当人の大小刀は藩庁へ差出し、辞令書や禄高、家屋敷、抱屋敷（雇人等の住む屋敷等）、田畑等一切召し上げられた。検使その外現場に立ち合った人々は三日の間出殿を遠慮させられた。

佐賀藩においても徒罪方（とじやうがた）という役所が設けられ、徒罪制（懲役制度）が実施されたのは、第八代藩主治茂の天明三年（一七八三）十二月で、片田江・嘉瀬・鍋島・有田の四か所に徒罪小屋も設けられたが後には片田江の一つだけとなった。このことは当時商品経済、貨幣経済が発達して農民の商人化、農耕生活からの脱出など著しくなり、農業労働者の不足が目立ち、農村の貧富の差は激しくなり、貧しい者は労働意欲が低下し、博奕等が流行したことや、佐賀藩の特殊事情として度々の洪水で石井樋付近の土砂や、その下流川筋の土砂を取り除かなければ水があふれ水害は増大するばかりであった。

そこでこの土砂を撤去するのに必要な労働力の確保のためでもあった。すなわち博奕等の風紀を取り締って治安を維持すると共に更にそれらの更生を計るためであり、特に佐賀城下やその付近の農村の水害対策としての労働力補給のためであったということが出来る。

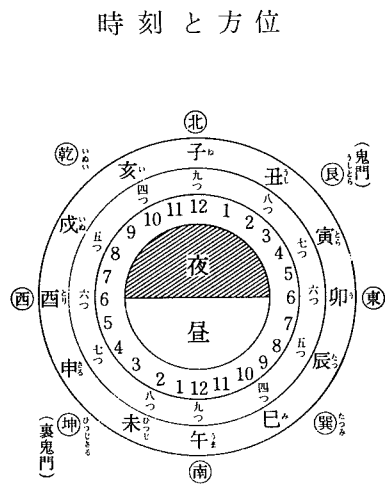
窃盗罪に関するものは、佐賀領の者は初犯であれば大体追放刑にされていたが、これが徒罪（懲役）に改正され、倉破りと他国の盗人を手引きするなどの大罪は死罪となり、他国人の窃盗については初犯は片びんを刺って追放、再犯者は無条件に死罪になった。

博奕罪については、武士の場合これまでどおり浪人を命ぜられ、一般庶民は初犯は科銀（罰金）三十匁、場合によっては親兄弟にも科せられる。再犯は五十日、再々犯は一か年、四犯は一年半の懲役、五犯は場合によっては死罪になった。しかし寛政七年（一七九五）になると、再犯の博奕や軽罪は今まで

徒罪であったのが笞打、晒等（むちうち、さらし）に変わり、盗人等の重罪の者だけを徒罪にし、服務中成績良好の者は減刑した。こうして徒罪制度は幾らかは変更されたが、幕末まで続いていたことは、藩政のうえに治安維持や労働補給として相当の成果があったためと思われる。

### 9、時刻と方位

古くから時刻を知るために種々の方法が考えられて来たが、この時代もまだ時計は発明されておらず、特殊の方法を使った。これを今の時刻と比較してみると図のとおりである。このころは一日の時間を十二に分け、その一つ一つに十二支の動物の名を付けて丑の刻とか午の刻とか呼んでいた。又この時刻をお寺の鐘や役所の大鼓の音で知らせるようにした。すなわち丑の刻には八つ、申の刻には七つ鳴らすというようにしたので、これがもとで八つ時とか七つ時とかの呼び名ができた。今も使っている「おやつ」とか「いつとき」という言葉や「草木も眠る丑満時」というような言葉もこの時刻の数え方から出たものである。



ある。

## 三、農民の生活

### 1、農民と年貢

封建社会では農業が土台で農民を武士の次にしたが、実際には江戸時代二百六十余年間四民中最下位のみじめな生活であった。同じ農民の中にも本百姓、名子、水呑等の区別があった。本百姓というのは地主のことで検地帳の上で田畑や屋敷を持つことを許され、村の政治にも参加することができた。本百姓の下にいて地主から土地を借りて耕作し、小作料を地主に納めて生活したり、雇われて労働したりしていた者が名子とか水呑とか言われた農民で、これらの人々は本百姓より一段と低いものにされ特に貧乏であった。百姓の貧乏は当然のこととされ、米を取入れると良い米を選んで俵につめ、領主の蔵まで自分で運んで行くと、役人が厳しい検査をし、定められた年貢を完納できない時は厳しい罪を受けた。年貢の量も驚くべきもので五公五民、六公四民、特にひどい所は八公二民という割合であり、公というのは年貢の分、民というのは農民の分であって、今日ではとても考えられないものであった。「百姓は死なないうに、生きないうに心掛けて年貢を取るがよい」という方針であったといわれている。そこで農民もこらえきれなくなつて、一揆を起こしたり、他の土地へ逃げたりするようになった。すなわち藩政時代